

う小規模保育事業 おおぞら保育園 西新町園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業所等の概要

・事業所の種別	小規模保育事業 A 型
・運営法人の名称	株式会社くじら保育園
・事業所の名称	小規模保育事業 おおぞら保育園 西新町園
・事業所の所在地	明石市碓町2丁目5番67号
・事業所の電話番号、FAX番号	078-995-9131
・電子メール	nishishinmati@kujira-kids.jp
・事業所の責任者	管理者 坪井 佐夜子
・認可日	令和4年4月1日
・確認日	令和4年4月1日

2 保育等の内容、事業所の詳細

・事業所の開所時間	7時00分～19時00分
・事業所の利用定員	満1歳以上の子ども 16人 満1歳未満の子ども 3人

・利用の開始

市役所での利用調整を経た者を入所させるものとする。

・緊急時における対応方法

1 当事業所の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、関係行政機関及び利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

・運営の方針

「一人一人の個性を育み、家庭・地域と連携を図りながら、豊かな人間性を持った子どもを育成する。」

・家庭的な雰囲気大切に、一人一人がのびのび笑顔で過ごせる保育環境を作る。

・「安心・安全」を第一に考え、まごころを込めた保育を実施する。

・月齢・年齢だけではなく、一人一人の発達状況に応じた保育を実施する。

- 保育の内容

保育所保育指針に基づき、支給認定を受けた保護者に係る児童に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定地域型保育を提供します。

- 延長保育の内容

支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

延長保育については、電車の遅延や道路の渋滞等、理由に関わらず各認定の保育時間の範囲外は延長保育として扱い、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

- 食事の提供

食事は事業所内の調理室で調理を行い、提供します。

昼食及び午後のおやつを提供します。

- その他保育に係る行事等

別紙、年間スケジュールをご参照ください。

- 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12/29-1/3）、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

- 保育を提供する時間

保育標準時間認定

7時00分から18時00分の範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間

保育短時間認定

8時30分から16時30分の範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間

- 専有面積、屋外遊戯場面積等

専有面積 面積 132.4 m²

建 物 乳児室・ほふく室 1室 17.26 m²

保育室・遊戯室 1室 52.46 m²

その他の設備 調理設備、職員室・医務室

屋外遊戯場 52.64 m²

- 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

3 職員の体制

- 職種別の職員の数（資格保有者の数）

管理者 常 勤 1人（保育士資格）

主任保育士 常 勤 1人（保育士資格）

保育士	常 勤	3人（保育士資格3人）
	非常勤	2人以上（常勤換算人数）（全員保育士資格）
調理員	常 勤	1人（栄養士1人）
	非常勤	1人（調理師1人）

・職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯

- ① 7:00～16:00、②8:00～17:00、③9:00～18:00 ④10:00～19:00

4 連携施設等

・施設名及び事業の種類

- ①林神社保育園
②おおぞら保育園 魚住園（当社グループ保育園）

・施設の所在地

- ①明石市宮の上5-1
②明石市魚住町錦が丘3丁目9-5

・連携内容

- ①ア. 合同保育など定期的な園児同士の交流
イ. 保育に関する助言・相談
ウ. 卒園後（3歳児）の受け入れ
②代替保育

5 利用料等

・利用者負担額

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。
（明石市在住者は別紙参照）

・延長保育料

別表参照

・その他費用

別表参照

・支払方法

銀行引落し（毎月27日引落し）前日までに口座へ入金をお願い致します。

6 契約の解除

下記の場合、保育の提供を終了し、退所させるものとします。

- ・満3歳を迎える年度を終了したとき

- ・支給認定保護者が退所を申し出たとき
- ・保育認定こどもに該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 健康診断の実施

- ・内科健診
年2回（5月と11月）実施します。
- ・歯科健診
年1回（6月）
- ・身体測定
毎月月初に身長・体重の測定を行います。結果については連絡帳に記載しお知らせいたします。

8 要望・苦情・相談の受付

- ・相談窓口
担当者 主任保育士 平野 桃子
責任者 管理者 坪井 佐夜子
連絡先等 電話 078-995-9131
- ・第三者委員
担当者 濱崎 誠二（弁護士）
連絡先等 電話 078-915-1301

9 利用者に対する保険

保険名称 施設所有（管理者）賠償責任保険、生産物賠償責任保険（三井住友海上）

【保険の内容（保険金等）】

身体障害	1 事故	10 億円
	1 人	1 億円
財物損害	1 事故	1 千万円

10 非常災害時の対策

避難訓練及び消火訓練	月1回実施
災害時の避難場所	明石市立衣川中学校

1.1 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

12 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
写真・動画データの 取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等で保護者様が撮影された写真・動画について、プライバシー保護の観点から、SNS やインターネット上へ公開することはお控えください。 ・無断で公開された場合は、削除または訂正いただきますのでご協力ください。

西暦 年 月 日

(説明者)

小規模保育事業 A 型 おおぞら保育園 西新町園
管理者 坪井 佐夜子

(説明を受けた保護者)

住 所
氏 名
児童との続柄
児童氏名

印

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
入園時・進級時に係る費用	連絡帳や出席簿など日々の保育に必要な備品や事故に備えた保険料等	別紙の通り
レンタル布団代	お昼寝用布団のレンタルを希望する場合 (月額実費徴収)	別紙の通り

※他費用についても別紙の通り。

2 延長保育に係る利用者負担

【標準認定】

18:01~19:00

⇒日額利用 500 円(月額上限 3,000 円)

【短時間認定】

前利用 7:00~8:29 及び後利用 16:31~19:00

⇒標準認定時利用者負担との差額

(当月中であれば、前利用・後利用及び回数を問わず、月額料金として頂きます)

※18:01 以降の利用については、標準認定と同様の利用者負担を頂きます。

別紙 令和6年度（2024年度）おおぞら保育園 西新町園

実費に係る利用者負担金

項目	徴収額（税込）	発生頻度
帽子（0歳児希望者、1・2歳児統一購入）	990円	入園時のみ
出席簿	440円	年1回
出席簿用シール	325円	年1回
連絡帳	180円	年に数回
災害共済掛金	270円	年1回
レンタル布団代	1,840円	毎月1回
CD-ROM（写真）代	1回45円前後	年に3回程度 希望者のみ
園外保育等に係る費用（交通費等）	実費	令和5年実績0円
行事費用	実費	令和5年実績250円 （給食参加）

※販売店の価格変更に伴い、徴収額も変更となる場合があります。

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとします。